

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

障害者総合支援法等改正法が参議院本会議で可決・成立

障害者の就労支援の強化等を目指す「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（障害者総合支援法改正法）は12月10日、参議院本会議において自民・公明・立憲民主などの賛成多数で原案のまま可決・成立した。同法には、新サービス「就労選択支援」の創設や障害者の実雇用率の対象範囲の拡大などが盛り込まれている。施行は一部を除き、令和6年4月1日（就労選択支援の施行は改正法公布後の3年以内の政令で定める日）。同法により障害者総合支援法や障害者雇用促進法など5法が改正される。

障害者の就労支援の強化では大きく、①障害者の適性に合った就労先・働き方を選択できるような支援する新サービス「就労選択支援」を創設すること、②雇用義務の対象外である所定労働時間10時間以上20時間未満の精神障害者・重度身体障害者・重度知的障害者について実雇用率に算定できるようにすること（1人をもって0.5人と算定する予定）、③障害者雇用調整金及び報奨金の支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取り組みに対する助成措置を強化すること、などが盛り込まれた。

このうち①新サービス「就労選択支援」では、就労（就労継続）を希望する障害者を対象に、就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の課題等を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理する「就労アセスメント」を行い、その結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害者福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。さらに、ハローワーク及び障害者職業センターでは、就労選択支援を受けた障害者から就労アセスメントの結果の提供を受けたときは、その結果を参考に、適性検査や職業指導等を行うこととしている。就労選択支援に関係する改正は、改正法公布後3年以内の政令で定める日に施行される。

その他、障害者が企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、その障害者が一般就労中でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上に位置付ける。令和6年4月1日から施行される。

内閣府障害者政策委員会は 11 月 14 日、障害者差別解消法に基づく基本方針の改定案をまとめた。同法が禁止する「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」について、それぞれ具体例を書き込んだ。内閣府は 11 月下旬をめどにパブリックコメント(意見募集)を始める。その結果を受け、政府は閣議決定する。

不当な差別的取扱いとは、障害を理由にサービスなどの提供を拒否したり、時間や場所を制限したり、障害者ではない人には付かない条件を付けたりすること。これに当たる例とそうでない例を 4 点ずつ挙げた。

合理的配慮とは、障害者が具体的な生活場面で直面する障壁について、行政機関や事業者が障害者との対話を通じて取り除くこと。場面ごとの個別の環境調整を指すもので、その提供義務違反に当たる例と当たらない例を 4 点ずつ例示した。

このほか、法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う国の相談窓口については「内閣府が検討を進める」とした。差別をめぐる自治体の窓口で相談してもたらい回しされる例があり、それを回避するため国にワントップ窓口を求める声が上がっていた。

内閣府が事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、窓口の一覧を作成・公表することも基本方針には明記。これにより差別解消の実効性が進むことが期待される。

基本方針は同法の考え方を説明するもの。現在も合理的配慮とは何かなど同法の根幹に関わることを書いているが、より具体的なものが求められていた。

当初は今年の夏に改定する予定だったが、ずれ込んだ。改正法は民間事業者にも合理的配慮の提供を義務付けるもので 2021 年 5 月に成立。公布日(2021 年 6 月 4 日)から 3 年以内に施行されることになっているが、施行日はまだ決まっていない。

不当な差別的取扱いの例	
該当する	義務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと
該当しない	飲食店で車いすの利用者が畳敷きの個室を希望した際に敷物を敷くなど畳を保護するための対応を行うこと
合理的配慮の提供義務違反の例	
該当する	試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申し出があった際、前例がないことを理由に必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
該当しない	飲食店で食事介助を求められた場合、当該飲食店が当該義務を事業の一環として行っていないことからその提供を断ること

要介護者のマイナンバーカード取得、代行を検討

政府は12月6日、マイナンバーカードのより柔軟な申請・取得に関する検討を始めた。健康保険証の廃止・一本化に向けた環境を整備する狙いだ。

カードの交付を受ける際に必要な本人確認の緩和を図る。自力での申請・取得が難しい障害者や高齢者などを対象として、代理人が必要な手続きを行えるようにできないか検討する。代理手続きの担い手としては、介護施設の施設長やケアマネージャーなどが候補にあがっている。

現行の健康保険証は2024年秋に廃止され、マイナンバーカードへ一本化されることが決まっている。そのため約2年後には、多くの国民にとってマイナンバーカードの取得がほぼ必須となる。

カードの交付を受けるには、一部の例外を除いて自治体窓口で本人確認をすることが不可欠。不正取得を防ぐための措置だが、自宅で寝たきりの高齢者、認知症の人、介護施設の入所者などはこうした手続きが困難だ。このため、制度を見直して代理手続きを認めるべきとの声があがっていた。

今月6日には、河野太郎デジタル相、松本剛明総務相、加藤勝信厚生労働相による閣僚検討会の初会合が開かれた。河野デジタル相は、「高齢者や障害者などカードの取得が難しいと想定される方、あるいはその支援に携わってくださる方の意見を伺いながら、現場の実情に即した形で、どうしたら代理交付・申請補助がうまくできるのか、3省庁で連携して検討していきたい」と述べた。

介護職員の処遇改善の調査を今月から開始

～厚労省

厚生労働省はこれから来年にかけて、介護職員の賃上げの進捗などを明らかにする「処遇状況等調査」を実施する。10月に新設されたベースアップ加算の効果などを把握することを目的としている。

今月12日に「介護保険最新情報 Vol.1115」を発売。「この調査は今後の処遇改善、介護報酬改定などを検討するための基礎資料なる大変重要なもの」と説明し、現場の関係者に広く協力を呼びかけた。

例えば今年に入って創設された「処遇改善支援補助金」や「ベースアップ等支援加算」など、介護職員の処遇以前に向けた施策の効果把握する。特養や老健、特定施設、グループホーム、訪問介護、通所介護など幅広いサービスを対象とする。

対象となった施設・事業所は今月中旬を目途に郵送で依頼文（調査票）が届く。

厚労省は今回の通知で「調査票が届いた施設・事業所におかれましては、ご協力の程よろしくお願いいたします」と呼びかけた。

別紙
施設・事業所の方へのご案内：介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします。

介護従事者処遇状況等調査は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料として、厚生労働省が実施する統計調査（統計法に基づく一般統計調査）です。

調査票が届いた施設・事業所におかれましては、本調査の重要性を十分にご理解いただき、調査へのご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、調査への回答に当たっては、インターネット（<https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>）又は郵送でのご回答をお願いいたします。

【提出期限】：インターネットによる回答は令和5年1月31日（火）

紙での回答は令和5年1月24日（火）

※郵送はインターネットによる回答と比べ、締切が1週間早いのでご注意ください。

Q&Aや記入要領は、スマホ・タブレットからもご覧いただけます。



ご回答いただいた調査内容は、今後の処遇改善や介護報酬改定等の検討に活用



※ 統計法第41条により、ご回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査といった、統計以外の目的に使用することはありません。

医療的ケア児専門職が全国組織を発足

たんの吸引や人工呼吸器が必要な「医療的ケア児」への支援を巡り、専門職「医療的ケア児等コーディネーター」の全国組織が発足した。コーディネーターは家族の相談に応じたり、複数の施設の連携を促したりする。適切な対応が分からず、悩みを抱えている人も多い。全国ネットワークにより、医療的ケア児らへの支援を手厚くしたい考えだ。

この団体は今年9月に発足した「医療的ケア児等コーディネーター支援協会」（千葉市、遠山裕湖代表理事）。個人のほか、法人などの団体会員もあり、医療的ケア児に関する相談窓口として都道府県が設ける「支援センター」が17道府県（11月末時点）から加わった。

医療的ケア児は全国に推計2万人弱。昨年、認可保育所などに支援の責務があると定めた法律が成立したが、対応できる保育所などは未だ少なく、親の重い負担が課題となっている。

《医療的ケア児等コーディネーター支援協会》

ホームページ『iryoutekikea.net』⇒ <https://www.iryoutekikea.net/>

鹿児島県知事、「医ケア児支援センターの早期設置を検討」

鹿児島県の塩田康一知事は12月8日、日常的にたんの吸引や人工呼吸器が必要な「医療的ケア児（医ケア児）」や家族を支援するセンターについて、「早期設置に向けて検討している」と設置の意向を明らかにした。県議会一般質問で答えた。

これまで県は支援センターの設置方針を明確にしていなかった。支援センターは、昨年9月施行の「医ケア児支援法」で都道府県に設置が促されている。県によると、今年7月時点で30道府県に設置済みで、来年度までに42道府県で設置される見込み。

県は本年度、医療福祉関係者らでつくる協議会などで支援センター開設に関する要望を聞いていた。塩田知事は「いただいた意見を基に運営方式や体制を検討している」と答弁。県障害福祉課は取材に対し「設置の時期や場所、配置人数などは検討中」としている。

支援センターは、医ケア児と家族の相談にワンストップで応じたり、地域の関係機関との調整をしたりする機能が期待される。都道府県が直接運営したり、社会福祉法人などに委託したりする。支援を総合的に調整する「医療的ケア児等コーディネーター」の配置が想定され、同課は「コーディネーターか、匹敵する人材は配置する」とした。

県によると、県内の医ケア児（20歳未満）は2020年7月時点で242人。



Information

全肢連のパンフレットを作成しました

ご入用の際は全肢連事務局までお気軽に問合せください

☎ 03-3971-3666 / FAX 03-3971-6079

今冬はインフルエンザと新型コロナの同時流行に注意

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、手指の消毒やマスクの着用、人混みを避けるなどの感染対策によって、2021年のインフルエンザウイルス感染症は激減しました。

インフルエンザウイルスの中でも、B型の山形系統と呼ばれるウイルスは、2020年の4月から2021年8月にかけて、感染例が1例も報告されませんでした。

一方、ワクチン接種の普及や新たな治療薬の開発により、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクは大きく低下しました。そのため感染対策に向けられた関心は弱められつつあり、2022年はインフルエンザウイルスの再流行が懸念されています。

インフルエンザウイルス感染症と新型コロナウイルス感染症の違いは？

新型コロナウイルスが拡大した2019年末時点では、同ウイルス感染症はインフルエンザウイルス感染症よりも重症化しやすく、致死率も高いことが報告されていました。

しかし2022年に流行している新型コロナウイルスのオミクロン変異株は、それ以前のウイルス株と比べて重症化のリスクが低いと考えられています。

実際、新型コロナウイルスのオミクロン変異株とインフルエンザウイルスを比較した研究論文でも、オミクロン変異株は感染力が強い一方で致死率は低いことが報告されています。

ただしこの結果はインフルエンザウイルス感染症が新型コロナウイルス感染症と同じくらいに重症化しやすい感染症であると解釈することもできます。特に重症化の危険性が高い持病をお持ちの方やご高齢の方では「ただの風邪」ではないことに改めて注意が必要です。



第2回あ〜と展覧会 2022 入賞作品決定

昨年に引き続き開催した「第2回あ〜と展覧会 2022」には全国から315の作品が寄せられました。ご応募くださったみなさま、作品の制作・応募にご協力くださったみなさま、ありがとうございました。

厳正なる審査の結果、39作の入賞が決定いたしました。

***** 入賞作品 *****

特賞

福岡県 吉田梨花さん
「パソコンとわたし」



金賞

千葉県 池田夢希さん
「狐の居場所」



会長賞

神奈川県 奥愛華さん
山形県 大場あいさん

コカ・コーラ賞

千葉県 金子元輝さん
愛知県 鈴木琴実さん

ふわりい賞

長野県 上條美香さん
愛知県 今利優さん

銀賞

鳥取県 森山彩乃さん
秋田県 加藤海周さん
山梨県 藤江楓さん



銅賞

愛知県 柴田恵里さん 大阪府 近藤加代子さん
 秋田県 佐々木真実さん 千葉県 堀込迅馬さん
 鹿児島県 松木田聖香さん

努力賞

東京都 羽鳥佑南さん 東京都 羽鳥あゆみさん
 東京都 小林葵大さん 島根県 渡辺智子さん
 島根県 小柴さゆりさん 山梨県 畑野可琳さん
 神奈川県 杉本李実さん 愛知県 山本一颯さん
 秋田県 松本幸也さん 千葉県 久保下結友さん
 岐阜県 桑原日菜さん 滋賀県 志賀美玲さん
 大阪府 半田智彦さん 広島県 蘭牟田尚澄さん
 愛知県 深津聖勝さん 静岡県 望月由稀さん
 福井県 上山虎太郎さん 福岡県 角明香さん
 福岡県 原崎悠羽果さん 東京都 畑中将和さん

グループ賞

岐阜県 林町デイセンターのみなさん
 香川県 香川県立高松養護学校小学部4年生のみなさん

最多応募賞

千葉県 千葉県立船橋夏見特別支援学校のみなさん

ご応募いただきました全ての作品を、年明け1月10日(火)よりWEB 展覧会としてホームページ上で展示いたします。みなさんの力作をぜひお楽しみください。

入賞作を楽しめる、『2023年版 全肢連オリジナルカレンダー』を作成しました。ご希望の方は事務局までお問合せください。※数に限りがあります。



事務局より

「成年後見制度」利用に関わるアンケートへの協力をお願い

厚生労働省では、2022年度からの成年後見制度に関して「国の基本計画」を「成年後見制度利用促進専門家会議」で検討しています。

全肢連で実施している相談事業において、親なき後の不安、金銭面の不安、身の回りの不安そして入所やサービス利用の費用確保の面から成年後見制度が身近なものとなっています。

この度、父母の会会員の現況を把握するとともに、将来を見据えた制度とするためアンケートを実施することとしました。

都道府県肢連事務局宛にアンケート用紙をお送りしておりますので、ご協力の程よろしくお願ひします。

回答締め切り 2022年12月20日(火)迄

※全肢連HPからも用紙をダウンロードできます <https://www.zenshiren.or.jp/>

事務局年末年始休暇のお知らせ

2022年12月29日(木) ~ 2023年1月5日(木)まで

来年もどうぞよろしくお願ひいたします

※1月6日(金)より通常業務となります

コカ・コーラ「福祉自動販売機」設置へのご協力を!

売上げの一部は会の活動資金として活用されています

公共施設、企業に設置できます

設置の手続については全肢連・担当者が行います

★情報提供は 全肢連 事務局までお願ひします★

☎03-3971-3666 FAX:03-3971-6079

mail:zenshiren@zenshiren.or.jp

